

長門市監査公表第1号

令和5年（2023年）2月3日付け長監査委第48号の定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月16日

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 重 廣 正 美

長 企 総 行 第 208 号
令和 5 年（2023 年）10 月 16 日

長門市監査委員 様

長門市長 江 原 達 也

令和 4 年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 5 年（2023 年）2 月 3 日付け長監査委第 48 号により提出のありました定期監査結果報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により通知します。

■令和4年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
<p>1 職員の扶養手当の返納に係る事務について</p> <p>(1) 総務課</p> <p>職員の扶養手当については、長門市一般職の職員の給与に関する条例第9条に定められている。</p> <p>扶養親族の認定については、長門市職員の扶養親族の認定に関する規則第4条にその者の勤労所得、事業所得、資産所得等の合計額が年額130万円程度を超えるものは扶養親族としない旨定められている。</p> <p>令和3年7月の総務課による扶養親族の調査において、被扶養者の収入が130万円程度を超えていたため扶養親族から外れ、扶養否認により扶養手当を遡及返納した者の中に法第236条の時効により消滅し返納されなかった扶養手当があった。</p> <p>扶養親族の調査については、毎年、総務課の扶養手当の調査と山口県市町村職員共済組合の組合員証等の検認に係る被扶養者の調査が行われている。</p> <p>扶養手当の過支給の理由に、対象者聞き取りの結果、現況の把握漏れ等に起因するとあるが、返納されなかった扶養手当の過支給分は結果として市の負担となっている。</p> <p>については、長門市職員の扶養親族の認定に関する規則等により適正な事務処理を徹底するよう努められたい。</p>	<p>(1) 総務課</p> <p>年度当初は新たに就職するなど被扶養者の所得状況に異動が生じやすことから、支給認定要件を満たさなくなる場合は申請するよう通知していることに加え、毎年8月に、扶養手当を受給している職員に対して、支給認定要件を満たしているか確認させるため報告書を提出させているほか、適宜機会を捉えて職員に対して注意喚起している。</p> <p>適正な事務の執行には、職員ひとり一人が正しく制度を理解する必要があることから、過去の扶養否認となったケースを情報提供するなど更に制度理解を深めることができるように努めていく。</p>

<p>2 支出事務について</p> <p>(1) 企画政策課、税務課</p> <p>支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手方から適法な支払請求書を受領して 30 日以内（工事代金は 40 日以内）、定めていない契約においては、15 日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。</p> <p>しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを行っていたものがあった。</p> <p>支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。</p>	<p>(1) 企画政策課、税務課</p> <p>納入検査が完了し請求書を受領した場合は速やかに支出事務を実施するよう指導するとともに、支出事務の漏れを防止するため、請求書の集約管理による事務処理状況の確認や予算整理簿等による支払状況の確認などチェック体制を強化する対策を図った。</p>
<p>3 還付事務について</p> <p>(1) 上下水道局</p> <p>法第 236 条第 1 項では「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」と定められている。</p> <p>しかしながら、下水道使用料において、時効により還付できない債権の還付を行っている事例があった。</p> <p>については、法令に従って適正に管理され、債権管理マニュアルの時効管理の徹底を図られたい。</p>	<p>(1) 上下水道局</p> <p>指摘のあった事項について、時効分の還付分は返還を求め、返還していただき、適切に処理した。</p> <p>また、今後同様の事例が起きないように再度職員に債権管理マニュアルの時効管理の徹底を図ったところである。</p>